

水道用逆流防止弁に関する仕様書

1 目的

この仕様書は、越谷・松伏水道企業団給水条例（昭和 36 年 3 月 22 日条例第 5 号）第 7 条の 2 の規定に基づき、越谷・松伏水道企業団（以下「企業団」という。）が指定する水道用逆流防止弁（以下「逆止弁」という。）について、形状及び構造並びに材質等を定め、給水材料が有する性能を明確にするとともに、承認を希望する者（以下「申請者」という。）に対し、承認を行う上で必要な事項を定める事を目的とする。

2 承認手続き

申請者は、承認を得ようとする給水材料について、指定給水材料使用承認申請書（第 1 号様式）を提出するとともに、この仕様書に定める事項のほか、製作図、その他関連法令を遵守の上、試作品を 1 体製作し、試作品のほか、試作品に対する各試験成績表、製作図、その他の関連書類等を企業団に 2 部提出すること。

企業団は、申請者から提出された、試作品、各試験成績表、製作図、その他関係書類等を確認し、審査の結果、適合と認めた場合は指定給水材料使用承認書（第 2 号様式）を交付する。

3 仕様

(1) 規格

社団法人日本水道協会規格（JWWA B 129）適合品又は社団法人日本水道協会認証登録品とする。

(2) 種類及び呼び径

逆止弁の種類及び呼び径は、以下の仕様とする。

表 1…逆止弁の種類及び呼び径

種類	呼び径
リフト式逆流防止弁	13,20,25,40
単式逆流防止弁	50,75
スイング式逆流防止弁	75

(3) 性能

社団法人日本水道協会規格書（JWWA B 129）による。

(4) 構造、形状及び寸法

社団法人日本水道協会規格書（JWWA B 129）による。規格書に適合しない場合は、社団法人日本水道協会規格書（JWWA B 129）に準拠すること。

(5) 接続形式

(ア) 呼び径 40 mm以下は管用平行めねじ (JIS B 0202(G)) とし、水道メーターの仕様に適合すること。

(イ) 呼び径 50 mm以上はフランジとし、水道メーターの仕様に適合すること。

(6) 外 観

社団法人日本水道協会規格書 (JWWA B 129) による。

(7) 材 料

社団法人日本水道協会規格書 (JWWA B 129) による。規格書に適合しない場合は、社団法人日本水道協会規格書 (JWWA B 129) に準拠すること。

(8) 表 示

社団法人日本水道協会規格書 (JWWA B 129) による。

4 試 験

社団法人日本水道協会規格書 (JWWA B 129) による。規格書に適合しない場合は、社団法人日本水道協会規格書 (JWWA B 129) に準拠すること。

5 そ の 他

(1) この仕様書に定めのない事項については、随時企業団と協議を行うこと。

(2) 当該製品が、水道法施行令 (昭和 32 年 12 月 12 日政令第 336 号) 第 5 条及び越谷・松伏水道企業団給水条例施行規則 (平成 10 年 3 月 31 日規則第 1 号) 第 4 条の規定に基づいていること。

(3) 当該製品については、継続して安定した供給が可能であること。

附 則

(施行期日)

1 この仕様書は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この仕様書は、平成 31 年 3 月 1 日以後に指定給水材料の使用承認申請がされたものについて適用し、同日前に指定給水材料の使用承認申請がされたものについては、なお、従前の例による。

指定給水材料使用承認申請書

年 月 日

越谷・松伏水道企業団
企 業 長 宛

住 所

申 請 者 名

印

下記製品について、指定給水材料としてご承認いただきたく、関係書類を添付の上、申請いたします。

記

1 申請器材

品名：

仕様：

2 添付書類

水企施第 号
年 月 日

申請者名

様

越谷・松伏水道企業団
企業長

指定給水材料使用承認書

年 月 日付で申請のありました標記の件につきまして、審査の結果、
下記のとおり使用承認いたします。

記

1 承認器材

品名：

仕様：

2 承認日

年 月 日